

各部・局長 様

企 画 部 長

令和8年度予算編成方針（依命通達）

1 日本経済の状況及び国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が発表した9月の月例経済報告によると、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」との認識を示している。

政府は、令和7年6月13日に「経済財政運営と改革の基本方針2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～（いわゆる「骨太の方針」）」を閣議決定し、「金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。」としており、当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方として、「地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とする。」としているところである。

また、令和7年8月8日に「令和8年度予算の概算要求について」が閣議了解

され、「令和８年度予算は、『経済財政運営と改革の基本方針２０２５』等に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映。」することとしている。

令和８年度の予算編成においては、これらの国の経済財政運営の動向など、本市予算への影響が大きい取組の情報収集に努め、十分留意する必要がある。

２ 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況は、令和６年度決算を見ると、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回ったところである。

地方債残高については、平成２１年度末の１，７８６億円をピークに年々減少を続けており、令和６年度末では対前年度７５億円減の１，１２３億円となる一方、財源調整のための基金の残高は、普通交付税の追加交付や多額の特別交付税の交付があったものの、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づく給与の大幅な増額改定や長期化する物価高騰に伴う各種経費の増加のほか、豪雪災害への対応として過去最大となる７３億円もの除排雪経費を要したことなどにより、対前年度約１１億円減の４８億円となったところである。

現在の本市を取り巻く財政環境は、高齢化の進展による医療・介護等の社会保障関連経費の増加や公共施設の老朽化に伴う改修・更新需要、賃金上昇に伴う各種経費の増加など、財政需要が今後も増加していくことが見込まれていく中で、歳入の根幹となる市税収入の大きな伸びは期待できず、厳しい環境にある。

また、日本銀行が７月に発表した「経済・物価情勢の展望」によると、「各国の通商政策等の影響を受けて、海外経済が減速し、わが国企業の収益なども下押しされるもとで、緩和的な金融環境などが下支え要因として作用するものの、成長ペースは鈍化すると考えられる。その後については、海外経済が緩やかな成長経路に復していくもとで、成長率を高めていくと見込まれる。」との基本的見解が示されているものの、リスク要因として、「とくに、各国の通商政策等の今後の展開やその影響を受けた海外の経済・物価動向を巡る不確実性は高い状況が続いており、その金融・為替市場やわが国経済・物価への影響については、十分注視する必要がある。」とされていることから、依然として厳しく予断を許さない財政環境が継続すると見込まれるところである。

このため、今後の財政運営に当たっては、社会の変化に応じた新たな税源の涵養や財源の確保に努めるとともに、歳出全般については、事業の選択と集中を図りながら、今後の財政需要に的確に対応していかなければならない。

3 令和8年度予算編成の方向性

令和8年度は、昨年9月に策定した本市のまちづくりの最上位指針である「青森市総合計画前期基本計画」（以下「基本計画」という。）のもと、将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に必要な施策を引き続き重点的かつ積極的に進めていく必要がある。

このような中、本市を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化とそれらに伴う労働力人口の不足、地域コミュニティの活力の低下のほか、グローバル化やデジタル化の進展、地震や台風などの自然災害、地球温暖化や環境汚染などの環境問題など、大きく変化してきている。

このため、令和8年度予算については、こうした社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、本市の直面する諸課題に立ち向かうため、「仕事をつくる」「人をまもり・そだてる」「まちをデザインする」の3つの基本政策に沿った「みんなで未来を育てるまちに」の創造に向け、効果的な事業への予算の重点化を図るものとする。

特に、本市では基本計画にも掲げているとおり、「子育て先進都市」「DX先進都市」の実現に向けた取組を進めることとしており、県内他市や他中核市に先んじた、新たな施策を積極的に展開していくための検討・予算の重点化が必要である。

一方、エネルギー価格や物価高騰の地域経済への影響の長期化により、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増している中、将来にわたって安定した行政サービスを提供していくためには、歳出全般について不断の見直しを行うとともに、市経済の発展と雇用の創出による税収確保に努め、「青森市財政プラン(2024～2028)（令和7年10月ローリング版）」における令和10年度末の基金残高の確保や市債残高の縮減の達成という目標を堅持し、将来世代に責任を持てる財政基盤の確立を目指し、持続可能で健全な財政運営を行っていかなければならない。

よって、当初予算編成に当たっては、昨年度と同様、前年度当初予算における一般財源をベースに調整を行った上で、財源を配分することから、事業点検による事務事業の見直しを図るとともに、下記事項に留意して令和8年度の予算要求に当たられたい。

以上、命により通達する。

記

基本方針

令和8年度当初予算は、次の方針を基本として編成することとする。

1 予算要求にあたっての予算要求配分枠の設定

令和8年度当初予算編成は、昨今のエネルギー価格や物価高騰による影響に配慮する観点から、既存の政策的経費を対象とした一般財源ベースのマイナスシーリングを行わずゼロシーリングとし、それを反映させた予算要求配分枠の設定を行う。

2 財源調整のための基金取崩しの抑制

厳しい財政環境の中、増大する行政需要に的確に対応しつつ、歳入に応じた持続可能な財政を維持していくためには、財源調整のための基金残高を確保しながらも、単年度における収支の均衡を図り、原則として基金に頼らない財政運営を行っていく必要がある。

市税収入等の大幅な伸びが期待できず、義務的経費の増加などにより一般財源の不足が見込まれることから、令和8年度の予算編成に当たっては、真に必要な事業を厳選し、可能な限り一般財源の圧縮に努めることとする。

3 投資的経費に充当する新規市債発行額の抑制

投資的経費にあっては、市債の有効活用を図ることとするが、将来における公債費の増大による財政の硬直化を避け、財政の健全性を高めていく必要があり、将来負担比率及び実質公債費比率の数値に留意しながら、今後も引き続き市債発行額を抑制し、できるだけ市債残高を増大させない努力が求められる。

このため、令和8年度においては、今後の大規模事業に伴う市債残高の増加も見据えながら、投資的経費に充当する新規の市債発行額の抑制に継続的に取り組むこととする。

個別編成方針

令和8年度当初予算における個別編成方針は、次のとおりとする。

1 歳入・歳出予算の編成に関する事項

(1) 年間予算の徹底と予算見積り

当初予算は一会計年度における全ての歳入・歳出の見積りである。このことから、補正予算については、当初予算の段階で想定し得なかった制度改正、災害、施設・設備の破損、給与改定等に限り措置することとしているため、当初予算の要求に当たっては、事務事業の内容及び年間スケジュールを十分に精査し見積もること。

(2) 歳入予算

市税等の自主財源の大幅な伸びが期待できない現在の経済状況下においては、国・県補助金等を積極的に活用しつつ、将来の財政負担をも見据えた市債発行などによる安定的な財政運営を行う必要がある。

事業を実施するためには、その財源が必要であるということを職員一人ひとりが常に意識しながら、事業の構築に当たっては歳入の確保を念頭に置くよう努めること。

① 一般財源

市税及び地方譲与税を始めとする一般財源については、財政運営上の根幹をなすものであることから、今後の経済情勢及び国の制度改正などの動向を見据えながら、的確な収入見込額を算定すること。

また、各部局が所管する土地等の未利用財産は、自主財源を確保するため、金額の多寡にかかわらず処分を積極的に検討し、可能なものは早急に処分すること。

② 特定財源（市債を除く）

当初予算編成における一般財源には限りがあることから、積極的な特定財源の確保に努めることとし、国・県補助金をはじめ各種団体等の助成金などについて、積極的な活用を図ること。

使用料・手数料については、これまでの実績を踏まえながら、的確な収入見込額を算定すること。

また、広告収入については、企業広告やネーミングライツなどの積極的な導入を図り、新たな自主財源の確保に努めること。なお、ネーミングライツについては、これまでの「施設特定型」のネーミングライツに加え、ネーミングライツを設定する施設、期間、金額等の提案を公募する「提案募集型」のネーミングライツの活用にも留意すること。

③ 市債

起債の対象となる事業については、過去の予算措置状況や別に通知する作業要領を参考に、確実に要求すること。なお、対象事業及び起債額について、必要により財政課に相談すること。

④ その他（収納対策関連）

市税を始めとした歳入金については、負担の公平性の観点等から、それぞれの歳入金の性格に応じ、課税客体等の完全捕捉や滞納整理の強化に努め、収納向上に特段の意を用いることにより、歳入確保を積極的に図ること。

(3) 歳出予算

厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用し事業の選択と集中を図る必要

があることから、令和8年度の予算編成においては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により歳出予算を抑制しながら、今後の財政需要に的確に対応することとする。

よって、既存事業については、事業目的や成果目標に照らしながらゼロベースから検証し、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、費用対効果の低い事業等は、廃止や再構築を前提に、重点的に見直しを行うこと。

特に、令和8年度当初予算編成においては、昨冬の豪雪災害などの影響により、財源調整のための基金残高が財政プランを大幅に下回っていることから、安易に新たな一般財源を増加させるようなことがあってはならない環境下に置かれていることを十分に理解すること。

したがって、新規・拡充事業については、これまでの取組や将来需要を検証し、事業の必要性や事業効果、さらに後年度負担等についても十分に検討した上で、下記の「事業区分ごとの見積基準」の範囲内で予算要求を行うこと。ただし、令和8年度からの実施が既に市の方針として決定している事業については、所要見込額による要求を受け付けるものであること。

事業区分ごとの見積基準

(※一般財源ベース、ただし、投資的経費は「市債」＋「一般財源」ベース)

① 人件費

職員給与費等については、定員管理計画などに基づく所要見込額とする。

② 公債費

償還額に基づく所要見込額とする。

③ 政策的経費

法令等による実施義務が認められる義務的事業は所要見込額（経費積算に市の裁量があるものは既存取組分のみ）とする。また、裁量的事業のうち、法令等による実施義務はないものの、義務的内容であり、政策上廃止が困難な事業については、対象者の増減等による自然増減を除き、令和7年度当初予算額（特殊分※を除く）以内の額で要求すること。

また、行財政改革を推進する事業は所要見込額とする。

それ以外の事業については、シーリングの対象とし、令和7年度当初予算額（特殊分※を除く）以内の額で要求すること。

なお、扶助費については毎年経常的に支出され、年々増加が見込まれる経費でもあるため、その成果を常に検証し、事業の見直しと経費削減に努めること。

その他、必要な事項については、別途指示する。

※ 隔年又は単年度で発生するイベントや計画どおり終了した事務事業などの自然減分

＝当該年度限りの経費

④ 投資的経費

公共事業見込額調書に掲げた各事業の市債及び一般財源を基準とし、次のとおりとすること。要求に当たっては、事業内容の精査を行い、可能な限り事業費を圧縮し、市債及び一般財源の抑制に努めること。

(a) 既定計画事業は、公共事業見込額調書に掲げた各事業の基準の範囲内

(b) (a)以外の事業は、前年度基準以内

⑤ 施設管理費

燃料費、光熱水費、維持修繕料等の特殊経費は所要見込額とするが、それ以外の経費については、令和7年度当初予算額（特殊分を除く）以内の額とすること。

施設管理費のうち、指定管理料については、指定管理料提案額の範囲内における所要見込額を原則とすること。

⑥ 一般管理費

特殊経費は所要見込額とするが、それ以外の経費については、令和7年度当初予算額（特殊分を除く）以内の額とすること。

⑦ 繰出金等

企業会計及び特別会計（企業会計以外）（以下「特別会計等」という。）への一般会計からの繰出金については、関係法令及び国が定めた繰出基準の額を基本とすること。ただし、一般会計の財政状況に鑑み、特別会計等の収支を勘案した上で繰出基準未満での繰出と整理をした特別会計等への繰出金については、繰出基準の額にかかわらず、令和7年度当初予算の額を基本とするので、協力されたいこと。

また、令和7年度において繰出基準以上に繰出を行っている特別会計等についても、令和7年度の予算編成において整理をした額を上限とすること。なお、当該特別会計等については、各会計において策定している経営改善に向けた計画等における取組を着実に実行するとともに、可能な限り繰出金の抑制を図ること。

一部事務組合等の分担金等についても、一般会計と同様の考え方とすること。

＜事業区分ごとの要求基準一覧表＞

事業区分		説 明	要求基準
義務的経費	人件費	特別職・職員給与費	定員管理計画に基づく所要見込額
	公債費	市債償還金	所要見込額
	義務的経費(A・B)	A:法律等により実施義務があるもの B:Aのうち経費積算に市の裁量があるもの	所要見込額 (※経費積算に市の裁量がある事業は既存取組分のみ所要見込額)
	施設管理費	施設管理経費	★ シーリング 前年度予算額以内 (指定管理料は所要見込額(提案額の範囲内))
	一般管理費	事務費	
	積立金	基金への積立金	所要見込額
裁量的経費	裁量的経費A	法律等による実施義務は無いが、義務的内容であり、実質的に廃止することが困難な事業	自然増減を除き前年度予算額以内
	裁量的経費B	裁量的事業	★ シーリング (前年度予算額以内)※特殊経費は認めない
	裁量的経費C	裁量的事業で年次変動が大きい事業	所要見込額 (※隔年経費は前回予算額以内)
	行財政改革推進経費	行財政改革を推進する事業	所要見込額
	投資的経費	普通建設事業、災害復旧事業 (既定計画事業を除く)	★ シーリング (前年度予算額以内)
繰出金等		特別会計・企業会計繰出金、広域事務組合負担金	繰出基準等による (※7頁記載のとおり)

「前年度予算額」：令和7年度当初予算額

※特殊経費について

裁量的経費Bを除く、要求基準を前年度予算額以内とした事業について、特殊経費として認める（所要見込額での要求が可能）のは右表のものとする。

- 1 燃料費
- 2 維持修繕・一般修繕料
- 3 光熱水費、電話料
- 4 指定管理料
- 5 法定経費
- 6 将来の負担が決まっているもの（債務負担設定済経費、公課費、償還金等）
- 7 隔年経費（新規を除く）
- 8 行財政改革の推進に資する経費

(4) 予算要求配分枠

- ・各部局の前年度当初予算等を基本に計算を行った上、各部局に一般財源等の配分を行うこと。
- ・枠配分額の算出に当たっては、小事業ごとに積み上げる方式を採っているが、この方式は部ごとの総枠を算出するものであって、各小事業や所属課の配分額を定めたものではない。従って、要求に当たっては、部内での調整を図りたいこと。
- ・「青森市ふるさと応援寄附制度」による寄附は、9月30日現在で集計を行い、各部局へ示すので有効活用すること。
- ・令和7年度中に補正予算対応等により追加実施する事業のうち、その財源を捻出することができない場合は、令和8年度配分額の前倒し対応とみなすものとする。

(5) 特別会計及び企業会計

特別会計についても、上記の見積基準等によること。

また、企業会計においても、上記見積基準を参考として予算を編成されたいこと。

(6) その他留意事項

① 国・県の予算編成への対応

国及び県の施策や予算編成の動向に十分に注意し、関係する事業についての情報を的確に把握すること。

なお、国及び県において補助（負担）事業が廃止・縮小された場合には、これに替わる地方財政措置等がなされるものを除き、事業そのものを廃止・縮小すること。（取組を継続する場合には、各部局で財源捻出すること）

② 施策評価及び事業点検結果の反映

6月から10月に行った施策評価及び事業点検の結果を踏まえ、予算要求すること。

事業点検において「市長公約・指示枠」、「行財政改革枠」、「連携枠」とした取組については、予算要求配分枠とは別に所要額を要求可能であること。

なお、継続事業については、シーリングの対象となることから、検証に基づく見直しを踏まえ予算要求すること。

予算要求の際の事業区分については、財政課と協議すること。

③ 予算執行抑制加算の設定

令和7年4月以降の予算執行段階において、事務事業や業務の改善により、コストの削減が図られるものについて、削減見込額の2分の1を令和8年度の予算要求枠に加算するものとする。

④ 地域課題や市民ニーズの把握

多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズの把握に努めた上で、新規事業の創設や事務事業の見直しを行うこと。

2 今後の調整等に関する事項

(1) 予算要求配分枠等の調整 10月15日(水)～10月22日(水)

(2) 要求締め切り

・ 予算見積等(管理費等) 10月23日(木) 正午

・ 予算見積等(政策的経費等) 10月30日(木) 正午

(3) 財政課ヒアリング日程

10月下旬～12月上旬(詳細については、財政課各担当から別途通知)

(4) 予算内示・復活折衝及び市長査定

令和8年1月中旬に予算案を内示後、復活折衝を経て1月下旬より市長査定を行う。